

発議第4号

松阪市議会特別委員会の設置について

次のとおり松阪市議会特別委員会を設置するものとする。

平成29年8月10日 提出

松阪市議会議長 山本 芳 敬

記

1 議会改革特別委員会

松阪市議会特別委員会設置に関する提案理由の説明

本市議会においては、平成 23 年 3 月に議会基本条例の制定を主たる目的として、議員全員を構成員とする議会改革特別委員会を設置し、また、その傘下に選出された議員 10 人の構成による作業部会が設置されました。その後、平成 25 年 5 月定例会最終日に本委員会での調査・検討を一旦終了し、平成 25 年 8 月の改選後において、議会改革の推進に関する事項を所管事項として、議員全員による議会改革特別委員会を設置しました。

特別委員会及び作業部会では、議会基本条例の基本理念である「二元代表制のもと、市民の代表としてその負託と信頼に応え、大局的な視点から意思を決定し、行動する議会」を実現するために、議会改革検討項目について、議員全員で議論を深めながら、審議を行ってきました。

平成 28 年 5 月には、専門的見地から松阪市議会の適切な議員定数を客観的な指標などから検証することを目的に、大学教授など学識経験者 4 人で構成する「松阪市議会議員定数のあり方調査会」を設置するなど、議会改革の実践に向けた取り組みを行ってきましたが、議員の任期満了に伴い、本年 6 月 16 日の本会議において、議会改革特別委員長報告として、これまでの審議結果を報告し、調査・検討を終了したところであります。

報告の中では、議会改革検討項目の調査・検討が終了したわけではなく、これからも継続して議会改革に取り組んでいく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目も加味しながら、改選後も全議員で構成する議会改革の推進に関する特別委員会を設置し、その傘下に作業部会を設置していくことが望ましい姿であることを特別委員会の総意として、全議員で確認したことが述べられています。

このようなことから、前特別委員会の意向を十分に汲み入れ、議会改革の推進に関する事項を付議事件として、全議員 28 人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、本特別委員会については、議会閉会中も審議できるものとし、その審査が終了するまで継続するものとしたします。